

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 2 5 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 天 野 英 司

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 9 日から 令和 7 年 5 月 1 9 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 5 月 2 2 日 午前 1 0 時 0 0 分 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 5 月 2 8 日 午前 9 時 2 0 分 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 5 月 2 6 日から 令和 7 年 5 月 3 0 日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 2 5 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。		

物 件 目 録

1 所 在 夕張郡栗山町角田 162番地8

家屋 番号 162番8

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 100.38平方メートル
2階 49.68平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 車庫・物置

構 造 木造平家建

床 面 積 約33.66平方メートル



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、**2週間程度延期**する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 7年 3月12日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 天 野 英 司

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件建物のために、その敷地2筆（地番162番8、地積451.14平方メートル、不動産登記記録上の所有者D）（地番164番51、地積72.97平方メートル、不動産登記記録上の所有者D）につき借地権（賃借権）が存する。買受人は、地主の承諾又は裁判等を要する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調

査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

1 所 在 夕張郡栗山町角田 162 番地 8

家屋 番号 162 番 8

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 100.38 平方メートル
2 階 49.68 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 車庫・物置

構 造 木造平家建

床 面 積 約 33.66 平方メートル



令和6年(ケ)第50005号
令和6年11月29日受理
令和7年1月20日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 伊 藤 俊 哉

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在	夕張郡栗山町角田 162番地8		
家屋 番号	162番8		
種 類	居宅		
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建		
床 面 積	1階	100.38平方メートル	
	2階	49.68平方メートル	



不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり
住 居 表 示	(住居表示未実施)
建 物	物件 1
種類、構造及び 床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種 類 : ☐ 構 造 : ☐ 床面積 :
物件目録にない 附属建物	☐ ない ☒ ある 種 類 : 車庫・物置 構 造 : 木造平家建 床面積 : 約 33.66 平方メートル
占有者及び 占有状況	☒ 建物所有者 B ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
その他の事項	・南西側が道路とほぼ等高となっている。 ・内部には各所に壁紙の剥がれ等が見られ、外壁に傷みもみられるが、ほぼ経年相応の劣化であり、保管状況は普通と思われる。 ・2階和室の窓に結露によるカビの発生がある。 ・車庫・物置（未登記附属建物）は、建物所有者 B の陳述によれば、物件 1 と同時期に建てられたものであるとのことである。当該車庫・物置は、道路及び河川敷地にはみ出している可能性があるが、正確には専門家による測量を要する（土地建物位置関係図参照）。 ・目的外土地（地番 162 番 8 及び地番 164 番 51）の所有者は、登記簿上、D となっているが、A 及び B の陳述によれば、D は、平成 22 年に死亡しており、D の相続人は A（D の子）及び B（D の配偶者）のみであり、現在の当該目的外土地の所有者は、登記はされていないが、A 及び B とのことである。相続後、A 及び B 間には当該目的外土地について、何らの取り決めはされていない。現在の物件 1 の敷地利用権は、A B 間では使用貸借であると思われる。 ・抵当権設定時の目的外土地の占有状況等は、「目的外土地の概況」のとおりである（賃借人を B とする契約書と賃借人を D とする契約書がそれぞれ存在する。）が、A の陳述によれば、亡 D が建物を B と共有していたかは不明であり、地代についても 5,500 円を B 及び亡 D がそれぞれ支払っていたかは不明である。
執行官保管の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある 「保管開始日」 令和 年 月 日 「地方裁判所」 支部 令和 年 月 日
敷 地 (目的外土地)	「目的外土地の概況」のとおり
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

目的外土地の概況（物件１関係）		
所 在	夕張郡栗山町角田	
地 番	1 6 2 番 8	
地 目	☒ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐	
地 積	4 5 1 . 1 4 平方メートル（ ☒ 全部 ☐ 不明）	
所 有 者	☒ 建物所有者B ☒ その他の者（A）	
その他の事項	抵当権設定時（平成7年3月7日設定）の占有状況等は、下記のとおり	
☒ 関係人（（ ☒ B（建物所有者） ☒ A（土地共有者））の陳述／ ☒ 提示文書（土地賃貸借契約書）の要旨		
占有権原	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☒ 賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期	平成 6 年 8 月 1 日	
最初の契約日	平成 6 年 8 月 3 日	
契約等期間	平成 6 年 8 月 1 日から ☒ 平成 8 年 1 月 3 1 日まで ☐ 期間の定めなし	
更新の種別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☒ 法定更新	
現在の契約等期間	平成 8 年 2 月 1 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
契約等貸主	☒ 土地所有者C ☐ その他の者（ ）	
当事者借主	☒ 建物所有者B及び亡D ☐ その他の者（ ）	
地代・支払時期等	毎月 金 5 , 5 0 0 円（支払期不明） （ただし、この賃料は地番164番51の賃料を含むものである。）	
地代前払	☒ ない ☐ ある（金 円 分まで）	
敷金・保証金	☒ ない ☐ ある（ ☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円）	
特 約 等		
地代滞納	☒ ない ☐ ある（令和 年 月 日現在 金 円）	
契約解除	☒ ない ☐ ある（ ）	
訴訟提起等	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号] ☐ 係属中 ☐ 終局（ ）	
そ の 他	2枚目の「その他の事項」のとおり	
執行官の意見	・借地借家法適用で賃貸借の期間が平成6年8月1日から30年間となり、同期間が経過し、1回目の更新にあたるので、賃貸借の期間は令和6年8月1日から20年間となる。	

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

目 的 外 土 地 の 概 況 （ 物 件 2 関 係 ）		
所 在	夕張郡栗山町角田	
地 番	1 6 4 番 5 1	
地 目	☒ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐	
地 積	7 2 . 9 7 平方メートル（ ☒ 全部 ☐ 不明）	
所 有 者	☒ 建物所有者B ☒ その他の者（A）	
そ の 他 の 事 項	抵当権設定時（平成7年3月7日設定）の占有状況等は、下記のとおり	
☒ 関係人（（ ☒ B（建物所有者） ☒ A（土地共有者））の陳述／ ☒ 提示文書（土地賃貸借契約書）の要旨		
占 有 権 原	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☒ 賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占 有 開 始 時 期	平成 6 年 8 月 1 日	
最 初 の 契 約 日	平成 6 年 8 月 3 日	
契 約 等 期 間	平成 6 年 8 月 1 日から ☒ 平成 8 年 1 月 3 1 日まで ☐ 期間の定めなし	
更 新 の 種 別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☒ 法定更新	
現 在 の 契 約 等 期 間	平成 8 年 2 月 1 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
契 約 等 貸 主	☒ 土地所有者C ☐ その他の者（ ）	
当 事 者 借 主	☒ 建物所有者B及び亡D ☐ その他の者（ ）	
地 代 ・ 支 払 時 期 等	毎月 金 5 , 5 0 0 円（支払期不明） （ただし、この賃料は地番1 6 2 番 8 の賃料を含むものである。）	
地 代 前 払	☒ ない ☐ ある（金 円 分まで）	
敷 金 ・ 保 証 金	☒ ない ☐ ある（ ☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円）	
特 約 等		
地 代 滞 納	☒ ない ☐ ある（令和 年 月 日現在 金 円）	
契 約 解 除	☒ ない ☐ ある（ ）	
訴 訟 提 起 等	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 ☐ 係属中 ☐ 終局（ ）	
そ の 他	2 枚目の「その他の事項」のとおり	
執 行 官 の 意 見	・ 借地借家法適用で賃貸借の期間が平成6年8月1日から30年間となり、同期間が経過し、1回目の更新にあたるので、賃貸借の期間は令和6年8月1日から20年間となる。	

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年12月 4日 (水) 13:00—13:15	物件所在地	占有等調査、Aから事情聴取、外周調査、写真撮影
6年12月 4日 (水) 13:30—13:40	栗山町役場 (夕張郡栗山町松風3)	間取図取得
6年12月18日 (水) 13:20—14:25	物件所在地	立入調査、A及びB各立会、写真撮影、評価人同行
6年12月18日 (水) 15:20—15:40	札幌法務局岩見沢支局 (岩見沢市有明町南1)	目的外土地の閉鎖登記簿謄本取得

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

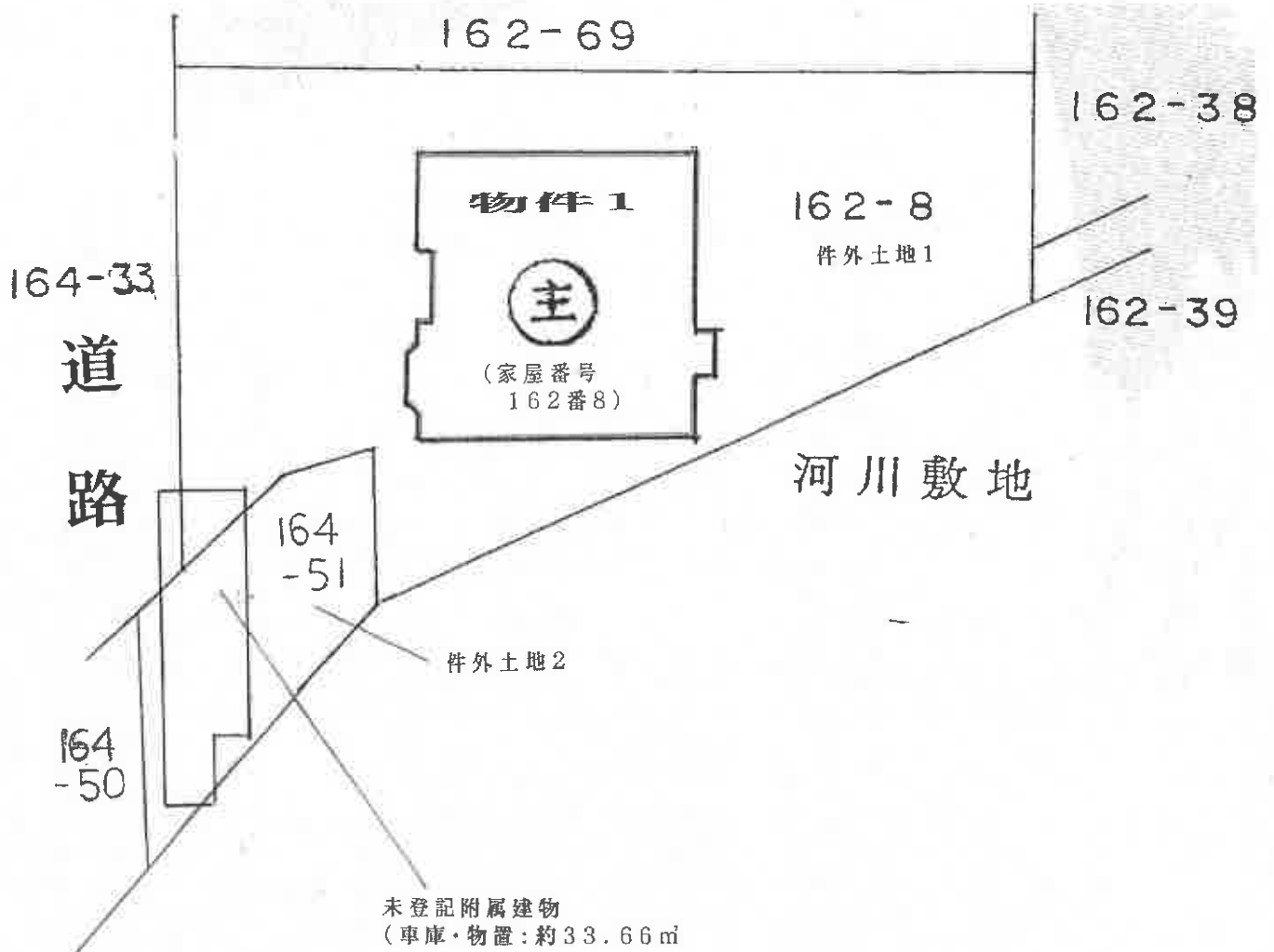
☐ 令和 年 月 日
上記立入調査先に休日・夜間執行許可の提示をした。

☐ 令和 年 月 日

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

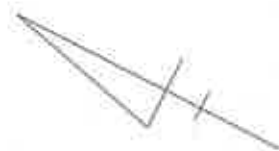
土地建物位置関係図

1 : 2 5 0

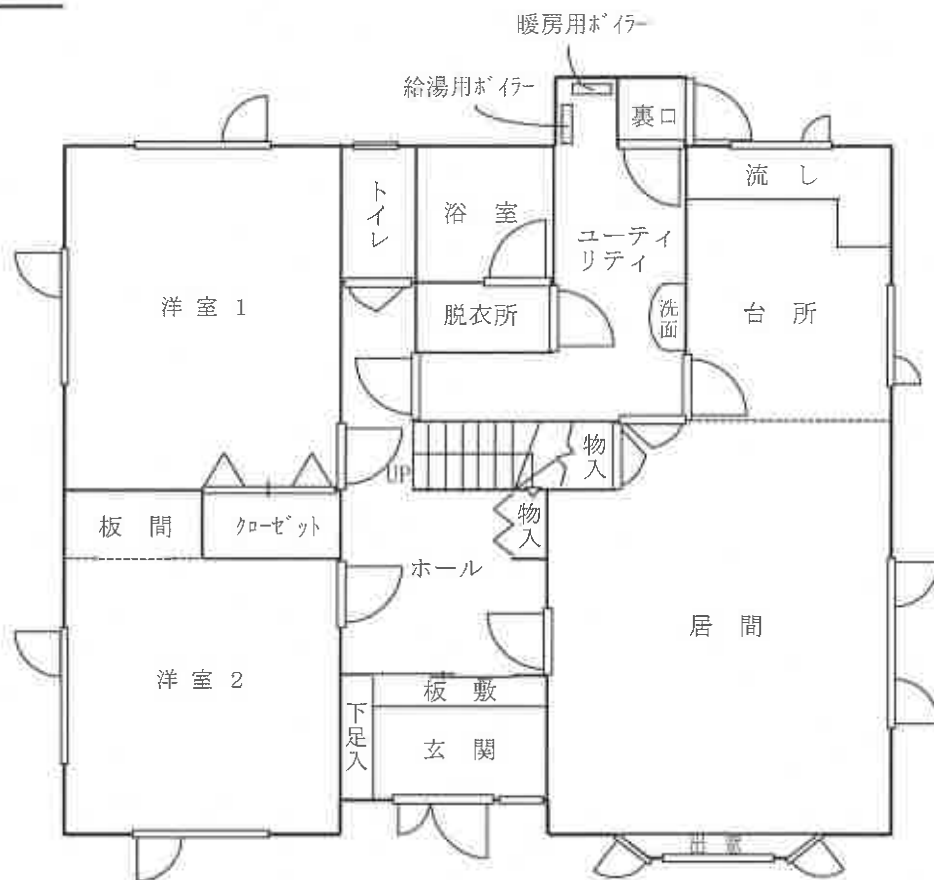


建物間取図

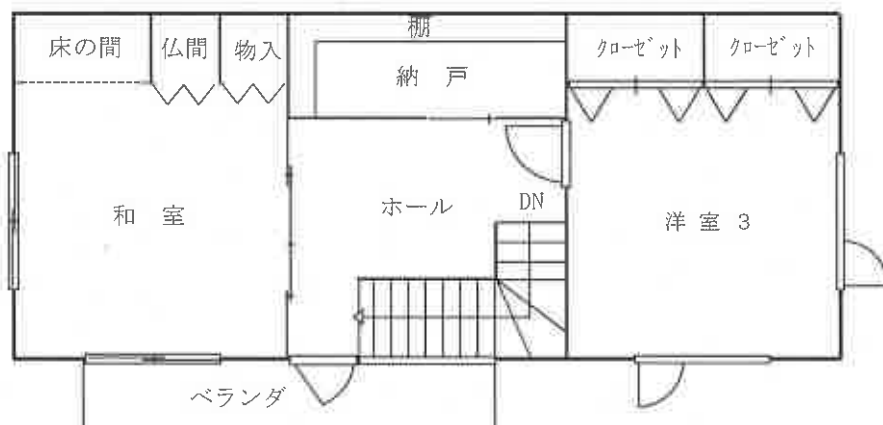
1 : 100



1 階



2 階

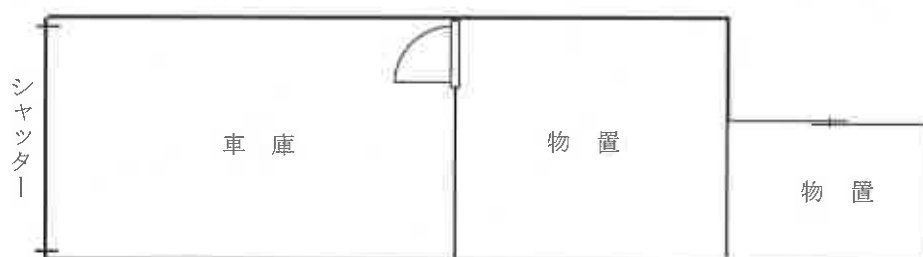


建 物 間 取 図

1 : 1 0 0



附属建物(未登記)



全景



居間



台所



浴室



2階 和室の窓のカビの状況



外壁の状況



車庫・物置



令和6年（ケ）第 50005 号
令和6年12月18日 現地調査
令和7年 1月17日 評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

吉 田 仁

第1 評価額

番 号	評 価 額
物件1 (建物)	金 1,370,000円

- 1 物件1の価格は件外土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	夕張郡栗山町角田162番地8 162番8 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 100.38㎡ 2階 49.68㎡	以下の未登記附属建物がある。 木造平家建車庫・物置 床面積：約33.66㎡

第4 目的物件の位置・環境等

1 建物の概況及び利用状況（物件1）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）：平成7年2月1日新築 経 過 年 数：30年 経済的残存耐用年数：5年
仕 様	構 造：木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 屋 根：長尺カラートタン葺 外 壁：サイディング貼 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス等 床：フローリング・タタミ等 設 備：電気・水道・水洗トイレ・給湯用ボイラー・暖房用ボイラー・ セントラルヒーティング等 その他：特になし
床面積（現況）	第3項目的物件欄記載のとおり、延床面積は150.06㎡。
現況用途等	階 層：2階建 現況用途：居宅 間 取 り：別添・建物間取図のとおり（4LDK）
品 等	普通
保守管理の状態	概ね普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	・未登記附属建物は主たる建物と同時期に建てられたものであるが、損耗が目立つ状態にある。また、当該附属建物は位置状況から道路用地、河川敷地に若干はみ出しているものと見込まれるが、正確には測量を要する。 ・本件建物の内部各所に壁紙の剥れ、外壁に傷みが少々目立つ状況にあるが、建物内外部は概ね経年相応の損耗状態と認められる。 ・2階和室の北側窓枠に結露によるカビの発生が認められる。 ・本件建物は建築確認申請がなされており、工事完了検査済証の交付を受けている。

2 件外土地の概況及び利用状況等

敷地の表示 (登記上)	(件外土地1) 所 在 地 番 地 目 地 積	夕張郡栗山町角田 1 6 2 番 8 宅地 4 5 1 . 1 4 m ²	(件外土地2) 所 在 地 番 地 目 地 積	夕張郡栗山町角田 1 6 4 番 5 1 宅地 7 2 . 9 7 m ²
位 置 ・ 交 通	ＪＲ室蘭本線「由仁」駅の北東方・道路距離約３．３ｋｍ、最寄交通機 関たる中央バス「角田公園」停留所の北東方・道路距離約４００ｍに 位置している。 (別添「位置図」参照)			
付 近 の 状 況	周辺は、戸建住宅が小規模に集在した郊外の一般住宅地域である。			
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 第２種中高層住居専用地域 ６０％ ２００％ なし 景観計画区域		
画 地 条 件	規 模：５２４．１１ｍ ² 形 状：略台形 地 勢：平坦			
接面道路の状況	以下の街路に等高接面した中間画地である。 南西側：約５．５ｍの舗装町道(建築基準法第４２条１項１号該当)			
土地の利用状況等	物件１の建物敷地として利用されている(別添・土地建物位置関係図の とおり)。			
供給処理施設	上 水 道：あり ガス配管：なし 下 水 道：あり			
特 記 事 項	・対象土地については、現地調査及び土地・建物登記簿等による過去の 履歴調査の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。但し、評価 人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査 を要するものである。 ・件外土地２内に町の配水管が敷設されている。			

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建物価格（物件1）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ=エ
1	180,000	150.06	0.11	2,971,000

ウ 現 価 率：定額法を採用、観察減価率▲20%

$$\frac{5}{30+5} \times (1-0.20) = 0.11$$

(2) 建付地価格（件外土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
件外	3,000	1.00	524.11	1.00	1,572,000

ア 標準画地価格：周辺には参考となる地価公示地等が設定されていないため、固定資産税評価による標準地及び類似地域所在の取引事例価格等を比較考量のうえ、標準画地価格を3,000円/㎡と査定した。

イ 個 別 格 差：なし（一部配水管が通過しているが、影響は、ほぼないものと判断した）

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮し、建付減価の計上は不要と判断した。

※ 附属建物：現況等から経済価値はないものと判断した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、件外土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ=ウ
件外	1,572,000	0.20	賃借権	314,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を賃借権と判定し、その割合を20%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) [1(1)エ] ア	土地利用権等価 の控除及び加算 (円) [2①ウ] イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ (万円未満切捨)
1	2,971,000	+ 314,000		0.60	0.70	—	1,370,000

エ 市 場 性 修 正：この種の不動産の市場性を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を十分考慮したが、敷地権原が賃借権で、市場性が劣ると判断されるので、所要の修正を行った。

オ 競 売 市 場 修 正：第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価(敷金等)：なし。

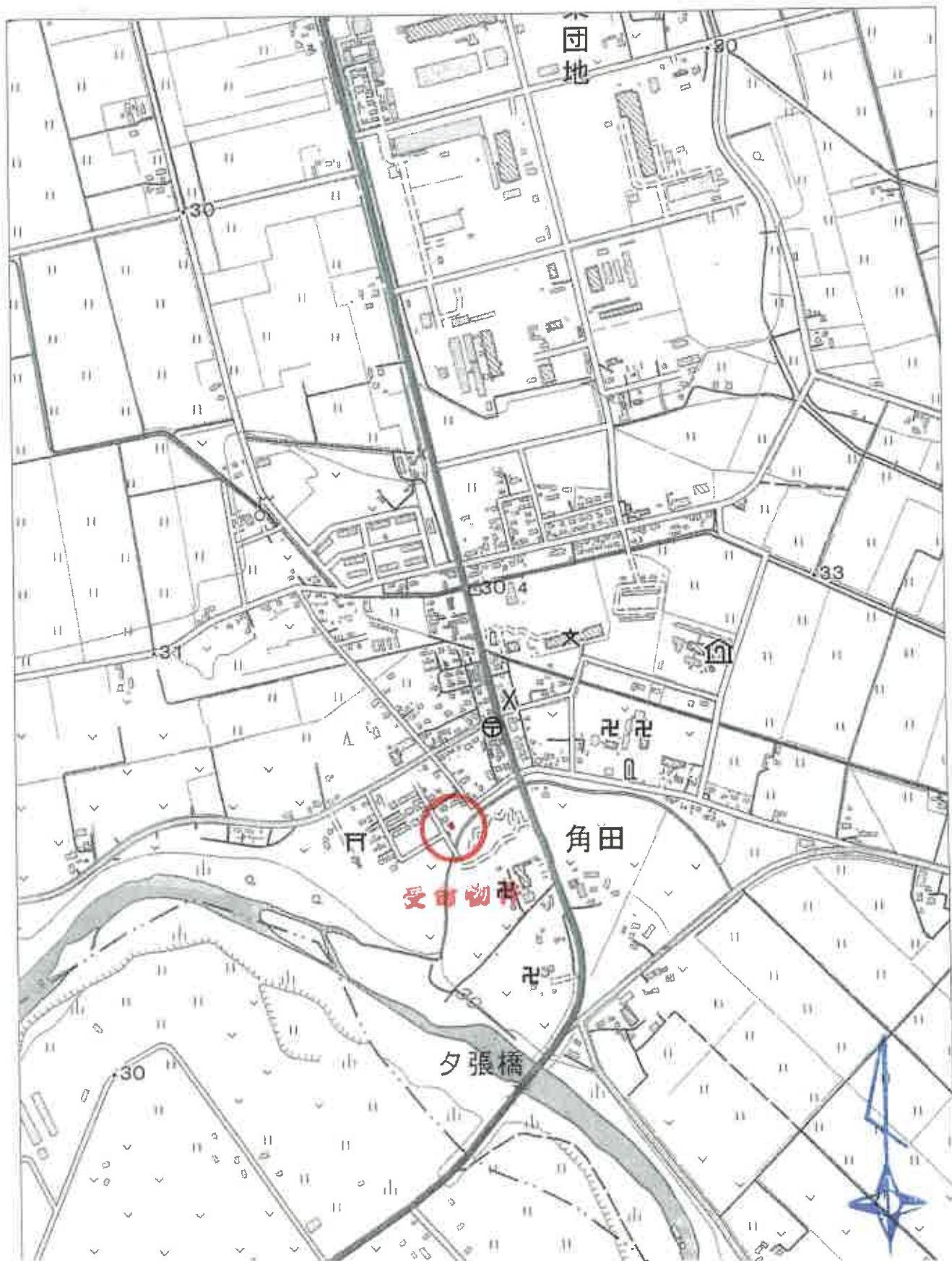
第6 参考価格資料

固定資産税評価額(令和6年度)
物件1 2,727,466円

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図等法務局備付図面写し
- 3 土地建物位置関係図
- 4 建物平面図
- 5 建物間取図

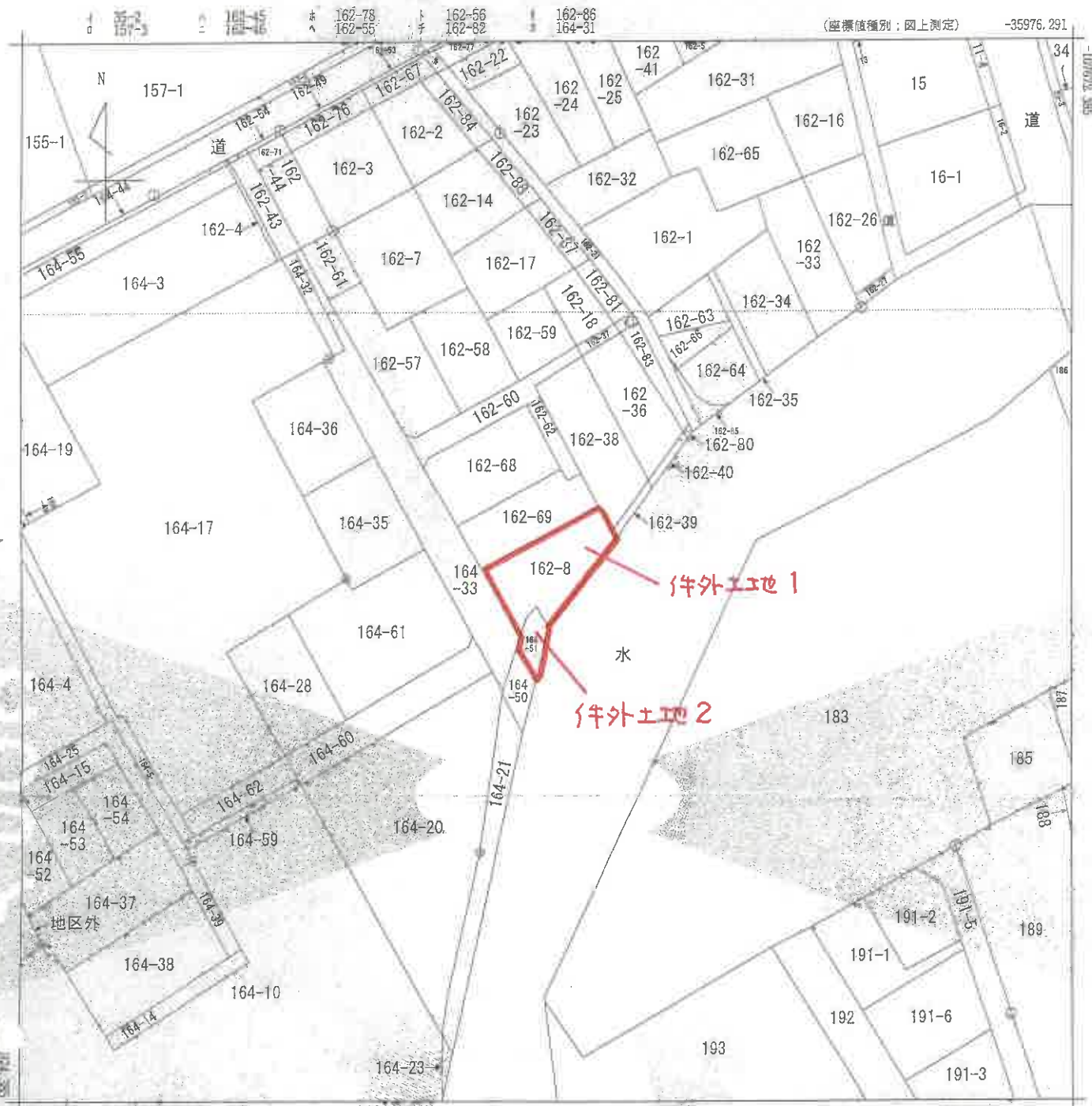
以 上



位置図

S=10,000

国土地理院発行地形図



-36226.291 (座標値種別：図上測定)
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(tokachi2003.par)による修正がされています。

法務局備付図面写し

地番区画見出し
 角田

請求 部	所 在	夕張郡栗山町角田				地 番	162番8			
出力 縮尺	1/1000	精 度 区 分	乙一	座標系 番号 付記号	X II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作 成 年月日	昭和37年10月				備 付 年月日 (原図)	昭和62年11月1日		補 記 事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局岩見沢支局管轄)

令和6年10月10日

東京法務局中野出張所

登記官

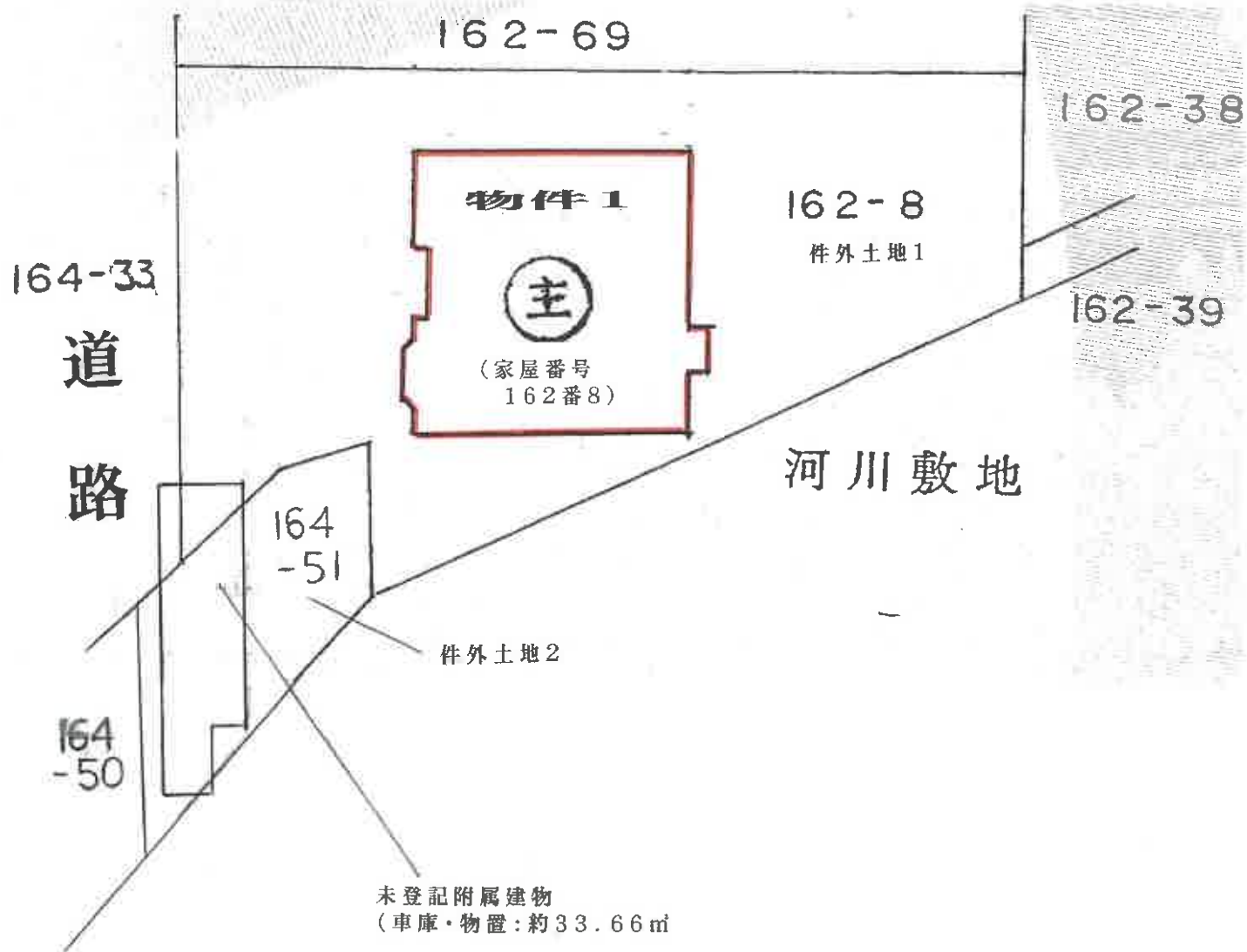
請求番号：14-1

(1/1)

本図面はA3判をA4判に
 縮小したものである

土地建物位置関係図

1 : 2 5 0

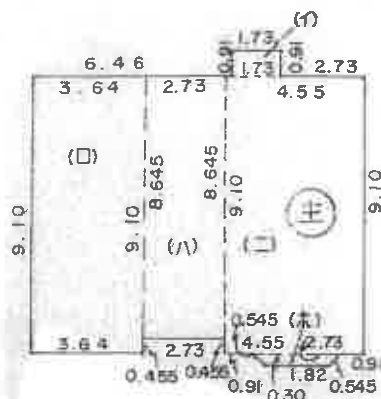


建物平面図

1 : 250



1 階

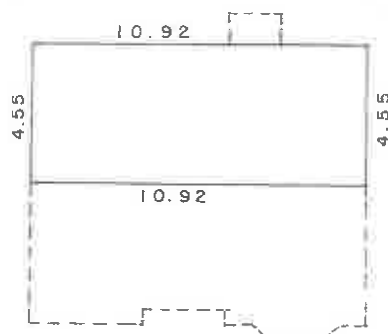


求積表

(イ)	1.73	x	0.91	=	1.5743
(ロ)	3.64	x	2.73	=	9.9372
(ハ)	8.645	x	2.73	=	23.60085
(ニ)	9.10	x	4.55	=	41.405
(ホ)	$(2.73 + 1.82) \times 0.30 \times 0.5$				= 0.6825

計 100.38665 m^2

2 階

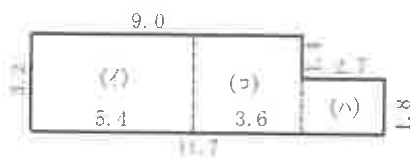


求積表

$$10.92 \times 4.55 = 49.686 \text{ m}^2$$

附属建物

(未登記)



求積表

(イ)	5.4	x	3.2	=	17.28
(ロ)	3.6	x	3.2	=	11.52
(ハ)	2.7	x	1.8	=	4.86

合計 33.66

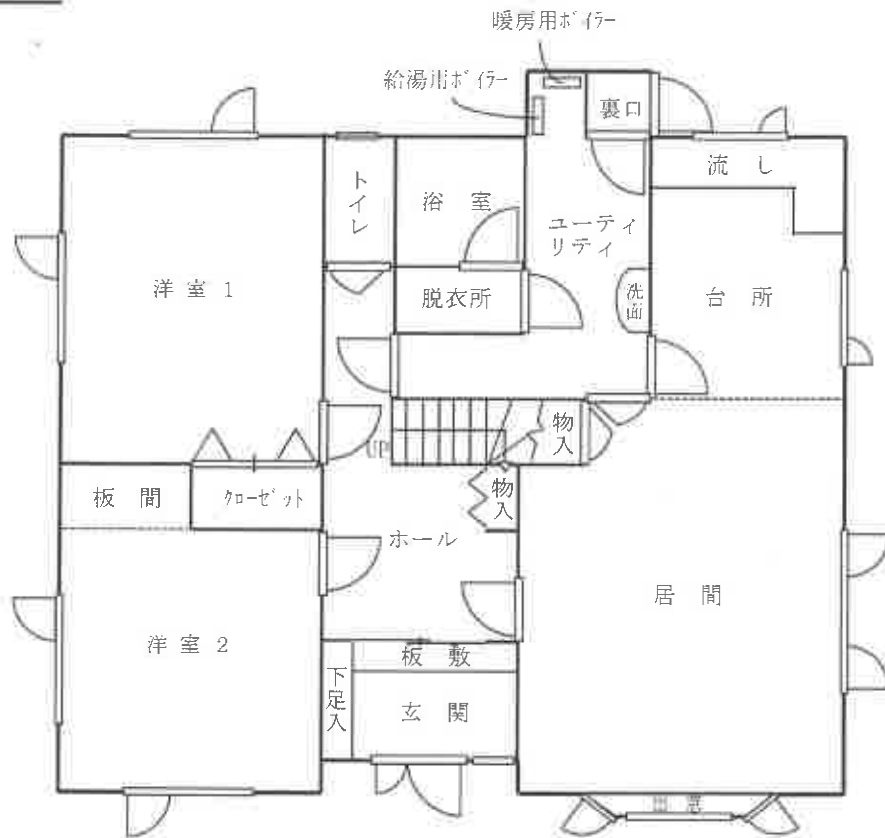
現況床面積 約 33.66 m^2

建物間取図

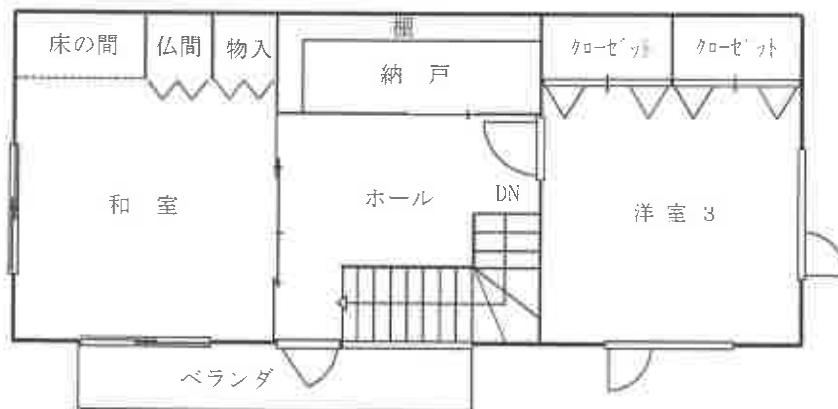
1 : 100



1 階



2 階



建 物 間 取 図

1 : 1 0 0



附属建物(未登記)

